

「垂井町公共施設等総合管理計画（改訂）（案）」 パブリック・コメント（意見公募）手続実施要領

1 概 要

町では、保有する公共施設等の現状を把握し、長期的な視点に立った維持管理・更新の基本方針を定め、将来にわたって持続可能で安全な公共サービスを安定的に提供していくため、2017年3月に『垂井町公共施設等総合管理計画』を策定しました。

これまで、公共施設の複合化・多機能化や用途変更による未利用施設の活用など、さまざまな取り組みを進めてきました。

今年度、各施設における現状や課題、今後の取組方針などについて、検討を行い、「垂井町公共施設等総合管理計画(改訂)(案)」を取りまとめました。

つきましては、広くみなさんからご意見を募集します。なお、いただいたご意見は、計画改訂の参考とします。

2 募集対象者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人
その他団体

3 募集期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月23日（金）まで

※郵送の場合は1月23日必着

4 閲覧場所

役場ロビー、各地区まちづくりセンター、文化会館、タルイピアセンター
町ホームページ

5 提出方法

- | | |
|---------|--|
| (郵送) | 〒503-2193 垂井町宮代2957番地の11
垂井町役場 総務課宛 |
| (FAX) | 0584-22-5180
垂井町役場 総務課宛 |
| (電子メール) | メールアドレス：somu@town.tarui.lg.jp |
| (直接持参) | 垂井町役場 2階 総務課 |

6 ご意見の取り扱い

- (1) ご意見の概要及び当該意見に対する考え方を、町のホームページ等で一定期間公表します。
- (2) ご意見の募集は、計画案に対する具体的な意見を収集することを目的としています。賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどに対しては、考え方を示さない場合があります。また、個々のご意見に対して直接は回答しません。

7 注意点

- (1) ご意見として受け取ることのできるものは、意見を提出しようとする方の氏名または名称等、当該提出された方を特定できる事項が明記されているものに限ります。
- (2) 提出いただいた書類は返却しません。
- (3) 個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき保護・管理します。

8 問い合わせ先

総務課 管財係 TEL 0584-22-1151 内線 207